

1 1 - 1 - 1 生徒心得

本校生徒は、学校が学問及び心身の鍛練のための集団生活の場であることを自覚し、自主的で有意義な高校生活を送るよう努めなければならない。また、正しい言葉遣いや明朗な挨拶の励行を心掛け、時間に余裕を持って行動するなど基本的な生活習慣を身に付けなければならない。

1 校内生活

(A) 学習態度

- ① 毎時始業時刻までに指定された席に着席している。
- ② 各時限の始めと終わりには、係りの号令により挨拶をする。
- ③ 私語をせず、真剣に授業に取り組む。
- ④ 各教科とも積極的に予習・復習をする。
- ⑤ 課題や提出物は必ず期限を守る。

(B) 欠席・遅刻・欠課及び早退など

- ① 正当な理由なく、欠席・遅刻・早退をしない。
- ② やむを得ず欠席・遅刻・早退をする時は、事前に保護者が連絡する。また、遅刻の場合は職員室で入室許可証を受け取り、教科担任にこれを提示してから着席する。なお、1週間以上の病気欠席の場合は医師の証明書等を提出する。
- ③ 急病などで欠課・早退をするときは必ず担任に届け出る。

(C) 校内規律

- ① 登校後は許可なく外出してはならない。やむを得ず外出する時は、担任の許可を受ける。
- ② 校舎内では規定の上履きを使用する。
- ③ 校舎内では口笛・奇声・放歌・粗暴な振る舞いを慎み、学校らしい雰囲気をつくる。
- ④ 食事は教室内で所定の時間にとる。校内でみだりに飲食してはならない。
- ⑤ 所持品には必ず記名する。また、下校時には教科書・教具は持ち帰ることを原則とし、予習・復習に専念する。
- ⑥ 原則として、貴重品や多額の現金を学校に持ってこない。所持するときは保管に注意し、貴重品袋を活用する。不必要なもの（雑誌・遊具・菓子類）は持参しない。また、みだりに金品の貸借を行わない。
- ⑦ 職員室等への入室の際は、挨拶などの入室マナーを守り、礼儀正しい態度を保つ。
- ⑧ 特別教室・体育施設等の使用については、関係職員の指示を受ける。
- ⑨ 校舎・校具・樹木などの学校の施設・設備を大切に、汚損・破壊したときは関係職員に届け出る。破損の理由、状況によっては実費弁償させる。
- ⑩ ゴミを捨てないように心掛け、進んで美化・整頓に努める。
- ⑪ 火気の使用は職員の指導がある場合以外は、絶対にしてはならない。
- ⑫ 携帯電話やスマートフォン等の通信機器は、朝の SHR から帰りの SHR（掃除時間）まで電源を切っておくこと。また、歩きながらや自転車に乗りながらの携帯操作－「ながらスマホ」についてはしないこと。

2 登校・下校

- (A) 朝読書・朝学習の開始5分前までには登校し、1日の日課に余裕をもって臨む。
- (B) 下校時刻を守り、やむを得ず帰宅が遅れる場合は家庭に連絡をする。
- (C) 登下校は交通規則を守り安全に心掛け、みだりに寄り道をしない。
- (D) 自転車通学者は、「11-1-3 自転車利用による通学規定」を守り、交通安全に万全を期する。
- (E) 車での送迎では、「11-1-4 車での送迎(駐停車)禁止区域について」の通り本校の定めた駐停車場所で乗降する。(校門付近では乗降しない。)

3 校外生活

- (A) 服装・言葉遣い・態度など、本校生徒としての誇りと品位を保ち、明朗・清潔・実直な振る舞いに心掛ける。
- (B) 交通規則、その他の法令・規則を厳守し、違反行為は絶対しない。

4 服装等

- (A) 登下校時には規定の制服を着用する。サブバッグ・マフラー・手袋・防寒着・その他規定されていないものの着用・使用に際しては、本校生徒として品位を傷つけることのないよう十分に留意する。
- (B) 髪は清潔でさっぱりした型とし、染色・脱色・奇抜な髪型等、手を加えることはしないこと。
- (C) 化粧・装身具等はしないこと。

5 禁止事項

- (A) 飲酒・喫煙・暴力行為・無免許運転・薬物の乱用等法令により禁止されている行為。
- (B) パチンコ店など高校生入場禁止の場所や、風紀上好ましくない場所への出入り。
- (C) 学校の秩序を乱す行為。

6 許可を受ける必要のあるとき(生徒指導室)

- (A) 運転免許の取得のため自動車学校に入校(3年次12月以降)するとき【入校申請書(特別・一般)：生指様式1】

7 届出事項(生徒指導室)

- (A) 「生徒理解のための調査票」の記入事項に変更があったとき。
- (B) 交通事故で被害を受けたり、他人に迷惑を与えたとき。【事故届：生指様式2】
- (C) 身分証明書(生徒証明書)を紛失、または破損したとき。
- (D) 原則、学業優先のため、アルバイトは行わない。特別の事情がある場合は担任に相談し、生徒指導部へ届け出る。【アルバイト届：生指様式3】

1 1 - 1 - 2 服装規定

1 男子の制服

(A) 冬期（10月～5月）

- ① 黒の標準学生服とし、体に合った大きさのものであること。襟(左側)に校章のバッジをつける。校章入りのボタンを前に5個、袖に各2個をつける。襟高は適切な長さとする。ラウンドカラーでない場合はカラーをつける。
- ② 上着の中に着用するものは、華美でなく（黒色や紺色が望ましい）、体に合った大きさのもので、上衣からあまりはみ出ないようにする。
- ③ ズボンは黒のストレート型でベルトをする。体型に合わないズボンははかない。

(B) 夏期（6月～9月）

- ① 白のカッターシャツ、または開襟シャツ（左胸にポケット）とする。綿シャツは着用しない。左胸ポケットに校章プリントのついたもので半袖を主とする。
- ② ズボンは冬期に準ずる。
- ③ カッターシャツの代わりに、制服に準ずる物として学校指定のポロシャツを着用してもよい。

2 女子の制服

(A) 冬期（10月～5月）

- ① 規定の制服（スカート・スラックス、業者による採寸・仕立て）とし、襟（左側）に校章バッジをつける。長袖の白カッターシャツに規定のリボンをつける。開襟シャツは着用しない。
- ② 上着の中に着用するものは、華美でなく（黒色や紺色が望ましい）、体に合った大きさのもので、上衣からあまりはみ出ないようにする。
- ③ スカートの丈は膝の中心より下とし、24～28 ㎝とする。

(B) 夏期（6月～9月）

- ① 白のカッターシャツ、または開襟シャツ（左胸にポケット）とする。綿シャツは着用しない。左胸ポケットに校章プリントのついたもので半袖を主とする。
- ② スカートは冬期に準ずる。リボンはつけない。
- ③ カッターシャツの代わりに、制服に準ずる物として学校指定のポロシャツを着用してもよい。

(C) スラックスについて

- ① 時期に応じて着用することができる。
- ② 原則として、上着（ブレザー）着用時は、白のカッターシャツに規定のリボンをつける。

※ 自認する性別の制服の着用を認める。

3 履物等

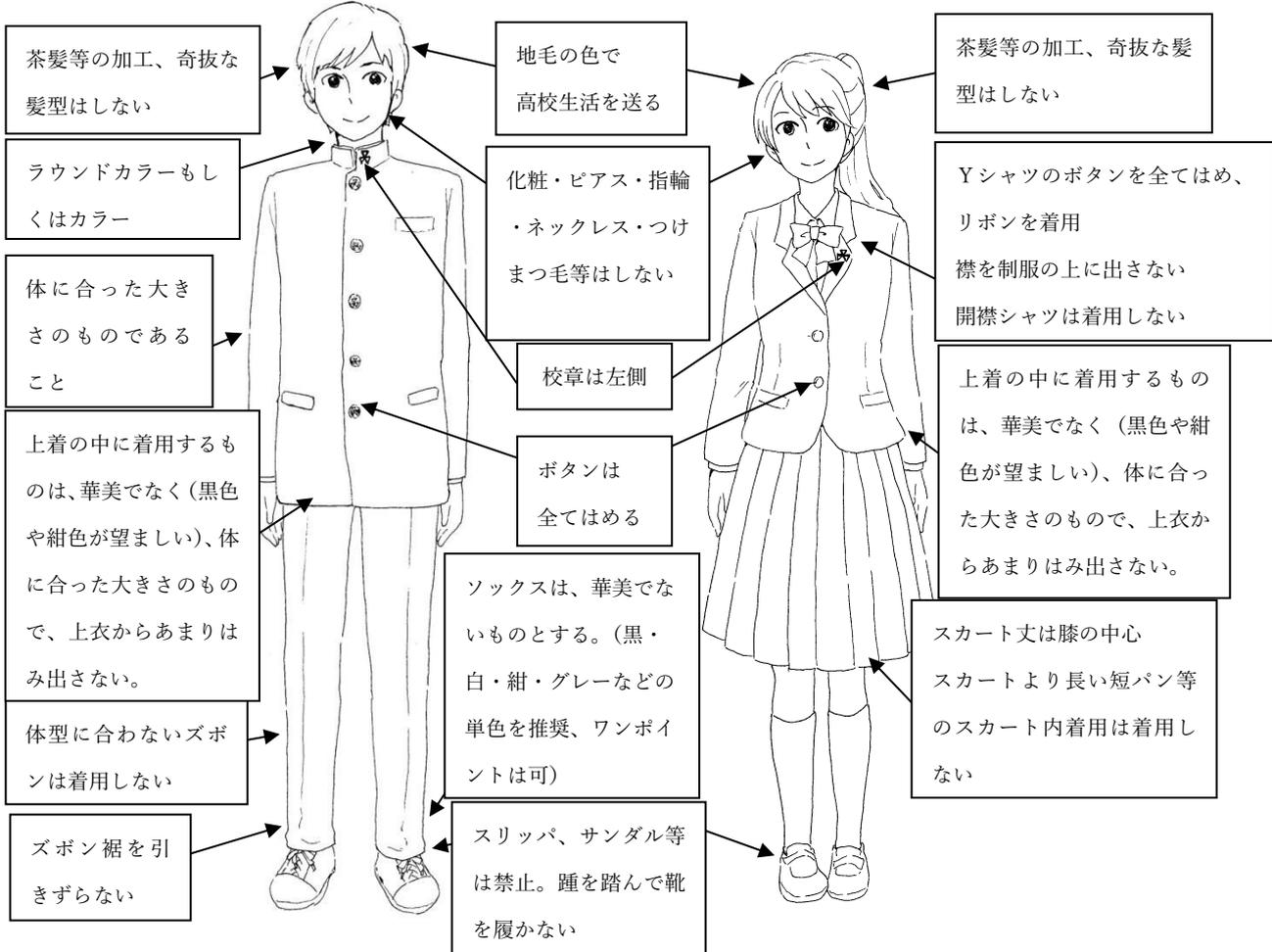
- ① 登下校には、通学に適した靴を履く。スリッパ・サンダル等のはかない。
- ② 校舎内では、学校が規定した上履きを使用する。
- ③ 女子の防寒用のストッキングは、装飾性のないベージュや透けない黒色を着用する。
- ④ 登下校時の防寒着は男女とも無地を基本とするが、ドライバーからの視認性を高めるために持ち物等に反射材を付けておく。
- ⑤ 長期休業中の登下校時には、制服以外に各部活動のシャツ、またはジャージ等（学校名の入ったもの）を着用してよい。ただし、防寒着はこの限りではない。

⑥ ベルトは、華美でないものとする。

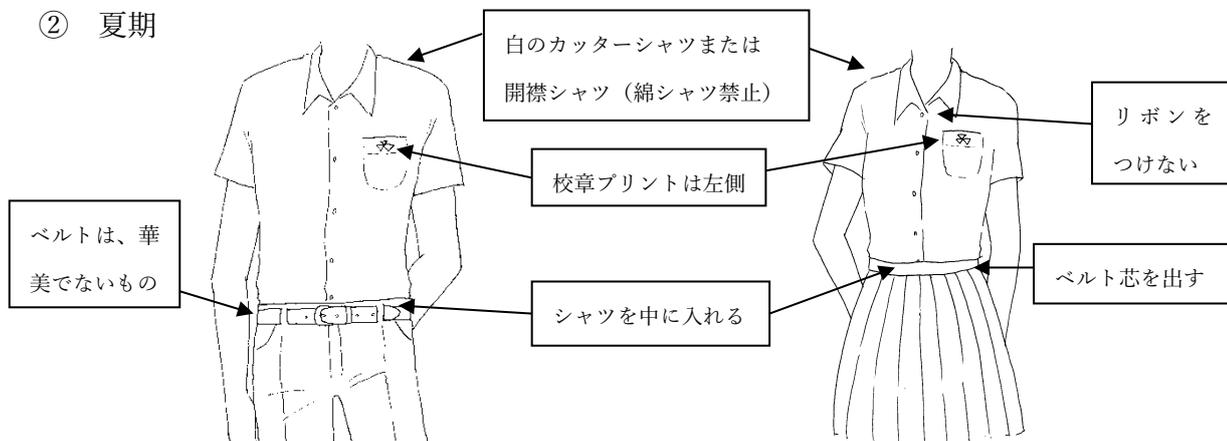
⑦ ソックスは、華美でないものとする。(黒・白・紺・グレーなどの単色を推奨とし、ワンポイントは可とする。)

4 西高生としての身だしなみ

① 冬期



② 夏期



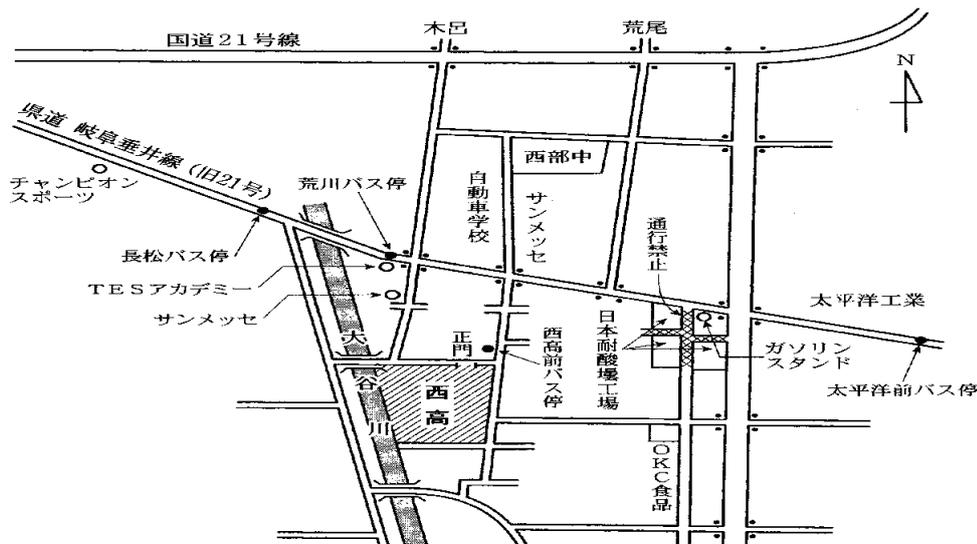
1 1 - 1 - 3 自転車利用による通学規定

1 通学許可する自転車

- (A) 自転車通学を承認された生徒は、学校の発行するステッカーを自転車の後輪泥よけ後尾に貼付する。
承認については、自転車の構造・雨天時の服装（雨カッパを着用）等の規定に基づいて承認する。（「2
自転車通学の承認について」参照）
- (B) 自転車保険には、必ず加入しておく。（昨今の交通事故から、3年継続で加害者及び被害者の両方に保
障のあるものが良い。）
- (C) オートライト付き（自動点灯ライト）自転車に乗るようにする。また、転倒防止・安全確保のため両
足スタンド付きの自転車であること。
- (D) 自転車は必ず指定の場所に置き、盗難防止のため必ず二重ロックする。
- (E) (E) 自転車の運転にあたっては、交通規則を守り、自転車の安全点検を行い、常に事故防止に注意す
る。二人乗り・並列走行・傘さし運転・無灯火・携帯電話の使用運転、イヤホン運転等はしないこと。
悪質な違反については、自転車通学禁止及び預かり指導をする。
- (E) 許可を受けていない自転車で通学する時は、すぐに申し出て所定の手続きをする。
- (F) 自動車・単車等については、「四ない運動」の「免許をとらない、買わない、乗らない、乗せてもらわ
ない」を厳守する。

2 自転車通学の承認

- (A) 自転車通学を希望する生徒は、学校へ自転車通学許可願を提出して承認を受け、所定のステッカーを
自転車に貼る。（ステッカーは4月の自転車点検時に配布する。）
- (B) 使用する自転車は、実用型のものでマウンテンバイクや極端なアップハンドル、ローハンドル、ウイ
ングハンドルにしないこと。
- (C) ハブステップは付けない。後輪のフレームに傘を差し込まない。
- (D) カッパは常に携行し、自転車の前後輪のスポークに反射材を取り付ける。
- (E) 最寄りの自転車店で点検を受けた後、『自転車安全点検カード』を学校に提出する。



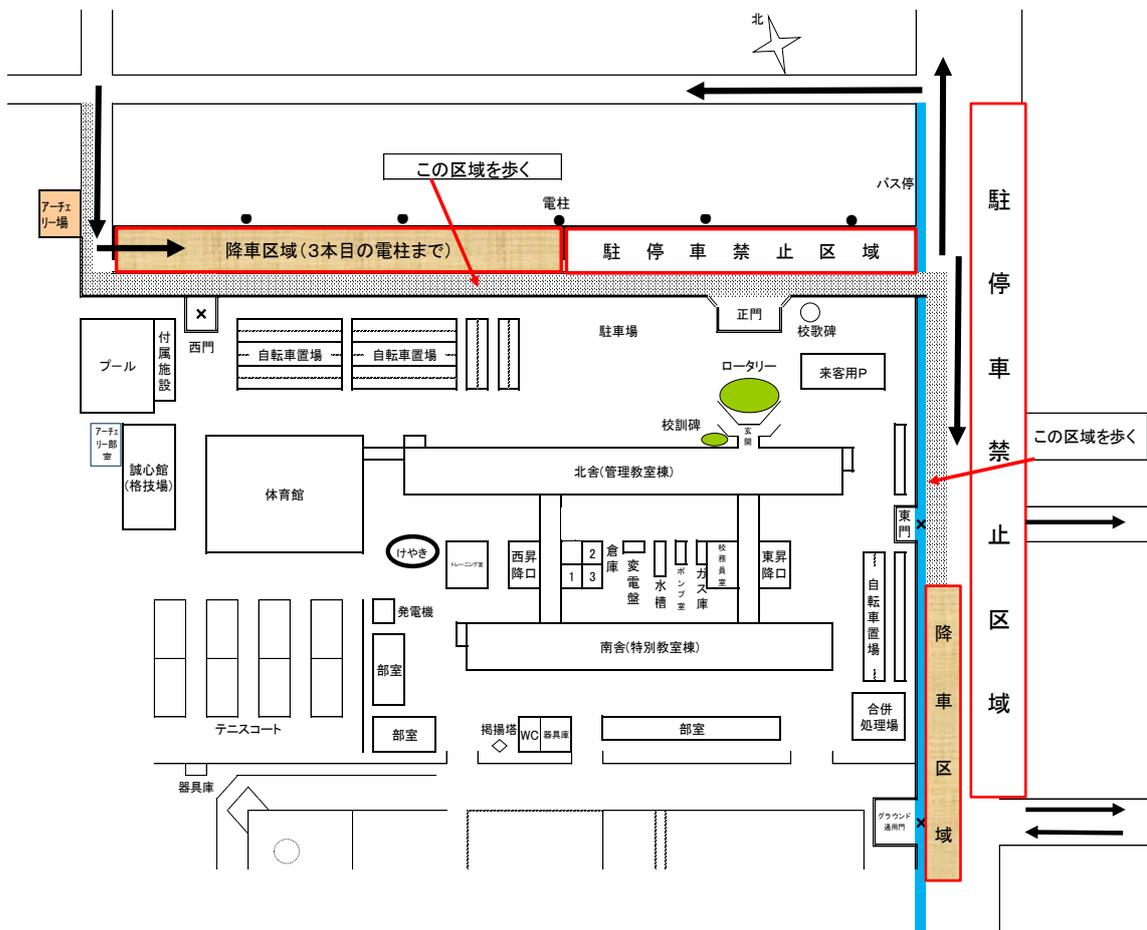
11-1-4 車での送迎(駐停車)禁止区域について

下図の駐停車禁止区域(生徒の通行帯路肩・白線上)での車による送迎(駐停車)はご遠慮願います。送迎に來られた場合はハザードランプを点灯させ、決して下記の送迎禁止区域で車を止めないようご協力をお願いします。自転車通学の生徒が正門を出た所で、迎いの車と接触した事故がありました。正門付近や道路の両側には絶対に駐停車しないでください。

※ただし、次の場合は、学校の敷地内に駐車していただいて結構ですが、安全確認をお願いします。その際は、必ず来客用駐車場(北舎北側玄関の東)に駐車してください。

- ① 早朝(7:45前)、17:00以降、休日など、生徒の通行が少ない時間帯
- ② 負傷、病気等により、徒歩で登校するのが困難な場合
- ③ 本校職員が誘導している場合

※下図のこの区域を歩くの歩行については、通学時間帯には特に多くの自転車と自動車の通行が重なります。歩行者は側溝の上を一行で歩行してください。特に雨天時は注意してください。



生徒指導部からの連絡事項

- ◆ 交通事故防止の点からも時間に余裕を持って登校する。そのためには、遅くとも朝 SHR が始まる5分前には正門を通過すること。悪天候等で道路状況が悪くなる場合は、さらに時間に余裕を持って登校すること。